# ID:　169

## 担当部署:　住民課

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **処分の概要** | | 措置命令 | | | |
| **例規名**  **根拠条項** | | 藤崎町営墓地設置及び管理条例　第15条第1項 | | | |
| **例規番号** | | 平成17年条例第117号 | | | |
| 【根拠条文】  (使用の制限等)  第15条　町長は、町営墓地の維持管理上必要があると認めるときは、使用権者に対し、その使用に対し制限又は条件を付け、若しくは必要な措置を命ずることができる。  2　町長は、町営墓地の改良工事等により、真にやむを得ないと認めるときは、使用権者に対し相当の期間を定め埋葬場所の移転を命ずることができる。  3　前項の規定により埋葬場所の移転を命じた場合は、代替埋葬場所を指定し、かつ、移転によって通常生ずる損害を補償しなければならない。  【基準】  根拠条文に同じ。 | | | | | |
| 備考 |  | | | | |
|  | | | | | |
| **設定年月日** | | | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 年　　月　　日 |